

京都市告示第198号

児童福祉法第24条の36の規定に基づき、次のとおり、指定障害児相談支援事業者の指定を取り消します。

令和8年6月25日

京都市長 松井 孝治

事業者の名称	事業所の名称 事業所番号	事業所の所在地	サービス種別	取消年月日
株式会社フィオレット	支援相談ブロッサム 2674000266	京都市西京区嵐山 上海道町66番地 10 フェリーチ エ嵐山2階	障害児相談支援	令和8年7月1日

(子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室)

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)